「特掲診療料の施設基準等」
「第七　投薬」に基づく掲示

薬剤の「一般名処方」の実施について

■2020年以降、日本国内では、医薬品の供給不足が続いています。2025年5月時点で医薬品全体では、約21.9%が出荷されておらず、そのうち後発医薬品(ジェネリック医薬品)が約60%を占めています。

■そのため、医療用医薬品の供給が停滞することにより、薬による治療が中断することのないよう、患者さんへ十分に説明したうえで、処方せんを発行するにあたり、「一般名処方」を実施しております。

　これにより、保険薬局は製薬会社、先発品、後発品に関わらず、柔軟に調剤を行うことができ、薬物治療を滞りなく行うことができます。

■また、2024年10月から後発医薬品がある薬剤で、先発医薬品の処方を患者さんが希望される場合、特別の料金の支払いが必要となりました。

■患者さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「一般名処方」とは?

●医療用医薬品は「先発医薬品」と「後発医薬品」の二つに分類されます。「先発医薬品」とは、最初に発売された薬で、新薬とも呼ばれます。

●後発医薬品は、先発医薬品の再審査期間や特許期間(20～25年間)終了後に発売されるもので、ほぼ同じ成分、同じ効き目の薬で、ジェネリック医薬品とも呼ばれています。

●医師が先発医薬品を指定して処方せんを発行するときは、「商品名」を記入しますが、特に新薬である必要がなく、後発医薬品が存在するときは薬の有効成分の名称である「一般名」を記入します。これを「一般名処方」と言います。

**　国は、医薬品不足が続く現状のなかで、薬による治療が滞りなく行えるよう、「一般名」を処方せんに書くことで、保険薬局の在庫状況に応じて、先発品、後発品のいずれも調剤ができる状態にするため、「一般名処方」を推進しています。**



医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／医事サービス課　●掲示開始日／2025年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）